

資料1

前回会議で決定した素案

第5章 住民投票

- 1条** 市長は重要政策の決定に際して、住民の意思を直接確認するために、住民投票条例を市議会に発議し、議決を経て住民投票を実施することができます。
- 2** ~~住民有権者~~は市政の重要事項について、~~有権者の~~その50分の1以上の連署により市長に住民投票の実施を求めることができます。
- 3** 市議会議員は市政の重要事項について、構成員の12分の1以上の賛同により住民投票の実施を求めることができます。
- 4** 住民投票の実施に必要な事項は、その都度条例を別に定めます。
- 2条** 住民、市議会および市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。
- 3条** 住民投票の投票権を有する者は、越谷市に住所を有する年齢18才以上の者とします。

■■■■・・・追加
=====・・・削除

第5章 住民投票（非常設型）

（住民投票の実施）

- 1条① 市長は重要政策の決定に際して、住民の意思を直接確認するために住民投票を実施することができます。
- ② 住民投票の投票権を有する者は、市内に住所を有する年齢18歳以上の者とします。
（定住外国人を含む。）
- ③ 市民、市議会、市長は住民投票の結果について尊重しなければなりません。
- ④ 住民投票の実施に必要な事項は、その都度別に条例を定めます。

（住民投票の請求と発議）

- 2条① 市内住民で、選挙権を有する者は、その総数の50分の1以上の連署により市長に住民投票の実施を請求することができます。
- ② 市議会議員は、議員定数の12分の1以上の賛成により、住民投票条例を発議することができます。
- ③ 市長は住民投票条例案を市議会に提出することにより住民投票を発議することができます。

第3章→4章 市民、コミュニティ

前回会議の意見を踏まえた改案

<定義>

- ①市民 市内に居住する人、市内で働く人・学ぶ人、市内に事業所を有する法人、市内で活動する団体等をいいます。(外国籍の人を含む)
- ②地域コミュニティ 一定地域の地縁的な関係を基盤とする団体で、その地域に共通する生活課題の解決のために活動する住民自治組織をいいます。
- ③市民活動団体 地縁を越えた、さらに広い地域を基盤にする団体で、共通の目的または関心を持つ人が自主的に参加し、市民の生活を支援するために活動する団体をいいます。

<条文>

I 市民の権利

- ① 市民は市政の主権者として行政に参加し、意見を述べ、活動する権利が有ります。
- ② 市民は市及び議会が保有する情報を知る権利があります。
- ③ 市民は安全安心な生活を営むため各種の行政サービスを公平に受ける権利が有ります。
- ④ 子どもは市民として尊重され、年齢に応じて行政に参加する権利が有ります。

II 市民の責務

- ① 市民は人権を尊重し、法律及び市条例等を守る責務が有ります。
- ② 市民は積極的に「まちづくり」に参加し、自治を推進する責務が有ります。
- ③ 市民は市民相互の連帯及び責任に基づき、相互の意見及び行動を尊重する責務が有ります。

III 地域コミュニティと市民活動団体

- ① 地域コミュニティは、その地域の住民相互の親睦、共通課題の解決等の地域社会の形成に資する活動を行い、人間性豊かなまちづくりをすすめるものとします。
- ② 市民活動団体は、その専門性と行動性を発揮して市民の生活を支援し、全市民が明るく楽しく生きるためのまちづくりをすすめるものとします。
- ③ 市は、地域コミュニティと市民活動団体の連携をはかり、その活動を支援するための適切な施策を講じるものとします。

<定義>

- ・市民 市内に居住する人、市内で働く人・学ぶ人、市内に事業所を有する法人、市内で活動する団体等をいいます。(外国籍の人を含む)
- ・地域コミュニティ 一定地域の地縁的な関係を基盤とする団体で、その地域に共通する生活課題の解決のために活動する住民自治組織をいいます。
- ・市民活動団体 地縁を越えた、さらに広い地域を基盤にする団体で、共通の目的または関心を持つ人が自主的に参加し、市民の生活を支援するために活動する団体をいいます。

<条文>

○市民の権利

- ・市民は、市政の主権者として行政に参加し、意見を述べ、活動する権利があります。
- ・市民は、~~市及び議会~~が保有する情報を知る権利があります。
- ・市民は、安全で安心な生活を営むため、各種の行政サービスを公平に受ける権利があります。
- ・子どもは、市民として尊重され、年齢に応じて行政に参加する権利があります。

○市民の責務

- ・市民は、人権を尊重し、法律及び市条例等を守る責務が有りますらなければなりません。
- ・市民は、積極的に「まちづくり」に参加し、自治を推進する責務が有りますものとします。
- ・~~市民は市民相互の連帯及び責任に基づき、相互の意見及び行動を尊重する責務が有ります。~~
市民は、お互いの意見及び行動を尊重し、地域の交流を深めるよう努めるものとします。

○地域コミュニティと市民活動団体

- ・地域コミュニティは、その地域の住民相互の親睦、共通課題の解決等の地域社会の形成に資する活動を行い、人間性豊かなまちづくりをすすめるものとします。
- ・市民活動団体は、その専門性と行動性を発揮して市民の生活を支援し、全市民が明るく楽しく生きるためのまちづくりをすすめるものとします。
- ・~~市は、地域コミュニティと市民活動団体のは、連携をはかり、その活動を支援するための適切な施策を講じるものとします。~~協力してまちづくりをすすめるものとします。

(仮称) 越谷市自治基本条例
第1部会

第3章 豊かな地域環境の創造

第1条 豊かな地域環境を創るための基本理念

市民と市は、わたくしたちの郷土越谷は、先人たちが遺してくれたかけがえのないふるさとである。

市民、市、議会は先人から受け継いだ環境、文化をはぐくみ、さらに喜びと楽しみ、あふれる人間愛豊かな、文化のまちを創って50年、100年さきまで、わたしたちのまちを、だれもがほこれるまちづくりをすすめ、市民が心豊かな生活を過ごせるような越谷市を築くことを、基本理念とします。